（船舶船員課の所掌事務）

第八十五条　船舶船員課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　略］

五　造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（海事振興・防災危機管理調整官の所掌に属するものを除く。）。

六　船舶、船舶用機関、船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海事振興・防災危機管理調整官の所掌に属するものを除く。）。

七　モーターボート競走に関すること（海事振興・防災危機管理調整官の所掌に属するものを除く。）。

［八・九　略］

十　船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること（海事振興・防災危機管理調整官、運航労務監理官及び海技試験官の所掌に属するものを除く。）。

十一　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第二条　沖縄総合事務局組織規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（船舶船員課の所掌事務） **第八十五条**　船舶船員課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　略］ 六　船舶、船舶用機関、船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海事振興・防災危機管理調整官、海事技術専門官及び外国船舶監督官の所掌に属するものを除く。）。 ［七～十一　略］ （海事技術専門官及び首席海事技術専門官の職務） **第八十九条**　海事技術専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 ［一・二　略］ 三　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定による有害物質一覧表の確認及び特定船舶の再資源化解体の承認等の執行に関すること（再資源化解体計画の承認に係るものを除く。）。 四～十三　［略］ 2　［略］	（船舶船員課の所掌事務） **第八十五条**　船舶船員課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　同上］ 六　船舶、船舶用機関、船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海事振興・防災危機管理調整官の所掌に属するものを除く。）。 ［七～十一　同上］ （海事技術専門官及び首席海事技術専門官の職務） **第八十九条**　海事技術専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］ 三～十二　［同上］ 2　［同上］

（船舶船員課の所掌事務）

第八十五条　船舶船員課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　同上］

五　造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること（海事振興調整官の所掌に属するものを除く。）。

六　船舶、船舶用機関、船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（海事振興調整官の所掌に属するものを除く。）。

七　モーターボート競走に関すること（海事振興調整官の所掌に属するものを除く。）。

［八・九　同上］

十　船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること（海事振興調整官、運航労務監理官及び海技試験官の所掌に属するものを除く。）。

十一　［同上］